

小牧市監査公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和5年4月28日

小牧市監査委員 伊藤 二三

小牧市監査委員 稲垣 衿子

定期監査の結果に関する措置状況（議会事務局）

議事課

〔監査委員意見〕

- ・ 本会議及び委員会のインターネットライブ中継については、令和4年第3回定例会から従来の機器借上契約の相手方である業者のサーバを用いる方式に変えて、YouTube社が運営する動画配信サービスを利用することでコスト削減につなげている。

このほかに、各課の職員が本会議及び委員会の進行状況を確認することができるよう導入している庁内配信用システムでのライブ配信については、同じライブ配信であるYouTubeでの動画配信への一本化を試みたものの、映像や音声の乱れなどから実現されなかったとのことであった。通信環境という問題もあるが、引き続き使いやすく安心して視聴できるよう進化する動画配信技術について注視されたい。

〔対応〕

- ・ 通信環境の整備については、今後のデジタル化の進展に十分配慮しつつ、担当部署との調整を図りながら、市民及び職員がより容易に安心して視聴できる動画配信の実施に努めます。